

令和3年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金の変更交付申請について

- 令和2年度から、努力・実績加算の評価の時点を、前年度の取組実績から当該年度の取組実績へと変更することに伴い、交付決定を受けた全施設が変更交付申請の手続きを行う必要があります。

理由

- 12月に依頼した「令和3年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金の評価加算に係る変更協議」(以下、「評価加算変更協議」とする。)により、評価加算の変更補助内示を行いました。
- その結果、1ポイントあたりの単価が下記のとおり変動しました。

当初補助内示

1ポイント:90,541円

変更補助内示

1ポイント:90,520円

- それに伴い、「評価加算変更協議」を申請していない施設(当該施設獲得ポイント数に変更がない施設)も、施設ごとの加算額に変更が生じるため、変更交付申請を行っていただく必要があります。

<努力・実績加算額の算出方法>

$$\text{施設ごとの加算額} = \frac{\text{当該施設の獲得ポイント}}{\text{補助対象施設の総ポイント合計}} \times \text{努力・実績加算予算総額}$$